

17 その他

1. 震災対応業務にかかる課題（全区共通課題）への対応策について（抜粋）

応急対策活動

1 区災害対策本部について

（課題内容）

ア 市長、危機管理室（市災害対策本部）、教育長・教育委員会（市災害対策本部教育部）、区長＝区担当教育次長（区災害対策本部長）、校長の間の指揮命令・情報伝達・情報共有のあり方を分かりやすい形に整理する必要がある。

[対応策]

市長、危機管理室（市災害対策本部）、教育長・教育委員会（市災害対策本部教育部）、区長＝区担当教育次長（区災害対策本部長）、校長の間の指揮命令・情報伝達・情報共有のあり方について、以下のとおり整理する。

○市災害対策本部が設置されている場合（P25「災害対応の指揮命令系統」参照）

- ・市災害対策本部長（市長）は、市全体の方針を決定し指示をする。
- ・教育部（教育委員会）は市災害対策本部の下にあり、市災害対策本部長の指示を受ける。教育部は市全体の方針のもと、学校園長に指示し、情報伝達を行う。
- ・区災害対策本部長（区長＝区担当教育次長）は、教育部から、学校園長に出した指示内容を含む情報提供を受けるとともに、教育部との間で必要な情報のやり取りを行う。
- ・区災害対策本部長は、市災害対策本部長の指示を受け、市全体の方針のもと対応を行う。また、区災害対策本部長は学校園長との間で必要な情報のやり取りを行うとともに、災害対策の遂行に必要な限りにおいて、学校園長に対し、区内の状況に応じ必要な対応を指示する（例えば、下記の事例参照）。
- ・学校園長は、児童・生徒を保護者に引き渡すまで、児童・生徒の安全確保の責任者としての役割を担い、児童・生徒の状況に応じた判断と対応を行う。また、学校施設の管理責任者としての役割を担い、避難所が開設された場合はその運営に協力する。

事 例

教育部から学校園長に対し学校再開に向けた指示が出される一方で、避難所になっているある学校の体育館にはまだ受入れや退所の見込みが立たない避難者が多数おり、避難所を閉鎖することができない場合、区災害対策本部長は学校園長に対し、その体育館を学校再開の対象から外すよう指示することができる。

○市災害対策本部が設置されていない場合（P26「〈情報伝達と意思決定の事例〉洪水等による避難準備情報等の事前伝達の場合のフロー図」参照）

- ・危機管理室は、避難勧告等発表時に向けた本市の対応を決定し、教育委員会に事前伝達を行う。
- ・教育委員会は、学校園としての避難勧告等発表時に向けた対応を決定し、学校園長に指示し、必要な情報のやり取りを行う。
- ・区長（＝区担当教育次長）は、教育委員会から、学校園長に出した指示内容を含む情報提供を受けるとともに、教育委員会との間で必要な情報のやり取りを行う。
- ・区長は、道路冠水など学校外の区内の危険情報を伝達し、学校園として判断・対応が必要であることを伝えるなど、学校園長との間で必要な情報のやり取りを行う（例えば、下記の事例参照）。
- ・学校園長は、学校周辺の状況に即し、児童・生徒の状況に応じた判断と対応を行う。

事 例

教育委員会から学校園長に対し、洪水による避難準備情報の事前伝達に伴う下校に向けた指示が出されている場合、道路冠水が発生していると蓋のはずれたマンホールに下校児童が落下する恐れがあるが、学校園長は冠水地点を知り得ないことが多い。その場合、区役所は関係諸機関から入手した冠水情報を学校園長に伝達し、学校園長は冠水地点が通学路にあっているか等を勘案の上、下校させるか否かの安全確保の判断を行う。

なお、学校園に関する情報共有のあり方については、今後、教育委員会、危機管理室と連携して整理する。

・情報共有すべき事項

例：教育部から学校園に出した指示内容

学校園長が行った休校判断や下校判断、学校施設の被災や対応の状況、児童生徒の対応状況

・学校園と区本部との情報共有の手段や頻度

[平成31年3月26日部会決議]

区役所の学校園に関する情報のあり方については、教育委員会と学校園の間で構築されている情報伝達の仕組み等を活用する観点により、以下のとおり整理を行う。

■教育委員会が学校園に臨時休業や下校・降園などの指示を行った場合

⇒教育委員会から区長と担当課にメールで情報提供

■教育委員会が学校園から被害状況等の報告を受けた場合

災对本部の設置基準を満たす状況（本市域で震度5弱以上を観測したとき など）と

なった時は、Bee ネットポータル内のアンケート機能である「@リサーチャー」等で全ての学校園から、学校施設や児童生徒の被害状況、休業措置の判断、下校・降園の状況などについて報告を受けることとしている。その他にも適宜、必要に応じて全学校園に報告を求め、状況を把握することとしている（例：昨年の台風 21 号通過後の学校の被害状況の報告）。

これらの報告について、教育委員会から区長と担当課にメールで情報提供を行う。紙媒体で報告されたものは、ファックスで情報提供を行う。

※ P27「学校園関係被害状況報告書」

- 上記以外の情報について、区本部（区役所）から伝達事項等がある場合は、各学校園へ直接連絡を行う。その手段は、無線機の配置などのコスト面を考慮し、引き続き電話やメールによるものとするが、各区において学校園との間で日ごろから相互の緊急連絡体制の構築・強化に努めることとする。
- なお、避難所開設の必要性からの学校施設の被災状況の把握については、上記の情報提供を待たず、区職員を現地に派遣し確認するなど、区の責任において行うこととする。なお、学校園に関する情報共有のあり方については、今後、教育委員会、危機管理室と連携して整理する。

また、学校園の休校判断や児童生徒の安全確保については、現在の本市地域防災計画（P143）に、児童生徒の下校や臨時休業措置の判断は校園長があらかじめ定められた非常変災時の措置基準に従い行うことのほか、児童等の安全確認や保護についての規定があり、別途、風水害に伴う具体的な措置基準やとるべき措置についての規定があるものの、地震の発生に伴う具体的な措置基準等についての規定はない。今後、教育委員会において、現在の非常変災時の措置基準の見直しを行う（速やかに）。

教育委員会において非常変災時等の措置についての見直しが行われ、平成 30 年 10 月 4 日付け教委校（全）第 32 号により教育長から各学校園長あてに通知された。

※ P28「非常変災時等の措置について（通知）」

また、今回課題にあがっていた、市本部と区本部との情報伝達や情報共有、報告のあり方については、危機管理室において、市本部と区本部との情報伝達や情報共有、報告を円滑かつ効率的に行えるよう以下の検討を行う（今年度中）。

- ・市本部から区本部への情報伝達手段の使い分け（防災情報システム、もしくは庁内メール・所属サイトなど）

- ・一部の区からの問合せに回答した場合、他区も情報共有できる仕組みづくり（連絡員の活用、所属サイトへの順次掲載など）
- ・本部会議等の情報共有の仕組みづくり（連絡員の活用、所属サイトへの掲載など）

[危機管理室から平成31年3月22日部会報告]

情報伝達は防災情報システムに一元化する。システムに添付ファイル機能を付加するなどの改善を行う（今年度実施）。

特定区から質問があり危機管理室が回答したことのうち24区で共有すべきものは防災情報システムで発信する。

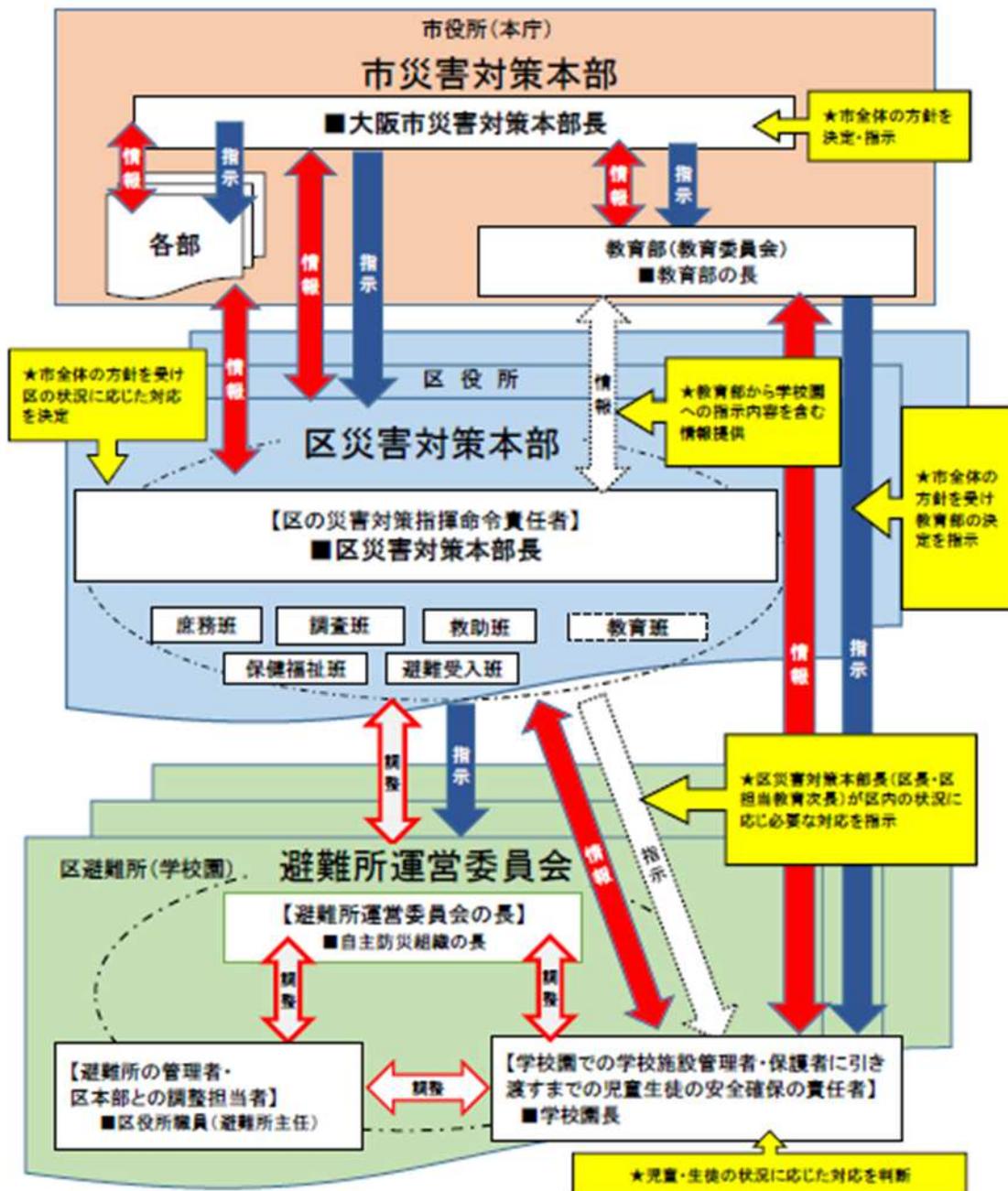
本部会議等の情報共有については、災害ポータルサイトに情報を掲載し共有を図る。

区本部から市本部への定時報告の頻度（間隔）については、現在のマニュアルでは1時間ごととなっている。当日は報道機関への情報提供の必要性から1時間ごとにせざるを得ないが、翌日以降はもう少し間隔を広げるようにルール化する（平成31年度中）

なお、区本部長の権限については、大阪市地域防災計画（P36）に、区本部長（区長）は、「市本部長の命を受け、区本部の事務を総括し、区本部の職員を指揮監督する」とともに、「当該区の区域内に所在する市立の校園、消防署等に対し、災害対策の遂行に必要な限りにおいて、必要な指示をすることができる。」とある。

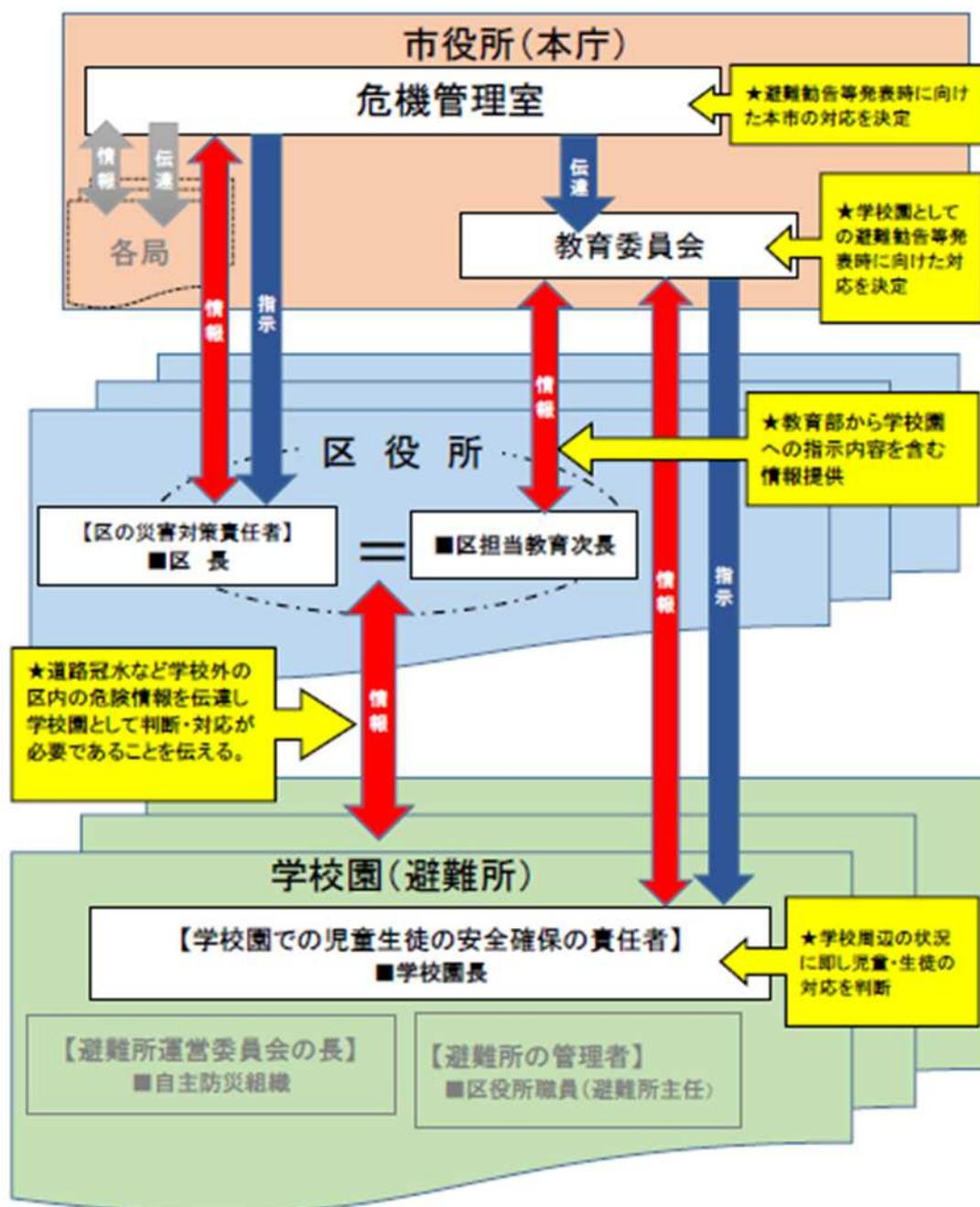
この規定の解釈として、区本部長は、計画やガイドラインに示されている明確なルールや、市本部からのその時々明確な指示がない場合でも、区内の状況や現場の実態に鑑み必要があると判断する場合は、計画上のルールや市本部の指示の有無に関わらず、災害対策の遂行に必要な措置を、市本部に確認をとった上で（ただし緊急時は事後確認も可とする）、とることができることを明確にする（例えば、市本部で1号動員を指示している状況下で区における被災状況が軽微で区民が窓口に来庁してくる場合は、他区への応援が必要でないか等の確認を市本部にとったうえで、区の動員を1号から3号に変更し、一部の職員を通常業務に従事させることができるものとする）。

災害対応時の指揮命令系統
市災害対策本部設置時



《情報伝達と意思決定の事例》

洪水等による避難準備情報等の事前伝達の場合のフロー図



学校園関係被害状況報告書

区名(区)

学校・幼稚園名(学校・幼稚園)

午前・午後 時 分現在

区 分	被 害 状 況 等										
幼児・児童・生徒等	在籍数	人									
	死亡者数	人									
	行方不明者数	人									
	重傷者数	人									
	軽傷者数	人									
教 職 員	在籍数	教諭等	人	給食調理員	人	管理作業員	人	事務職員	人	計	人
	死亡者数	教諭等	人	給食調理員	人	管理作業員	人	事務職員	人	計	人
	行方不明者数	教諭等	人	給食調理員	人	管理作業員	人	事務職員	人	計	人
	重傷者数	教諭等	人	給食調理員	人	管理作業員	人	事務職員	人	計	人
	軽傷者数	教諭等	人	給食調理員	人	管理作業員	人	事務職員	人	計	人
	出勤者数	教諭等	人	給食調理員	人	管理作業員	人	事務職員	人	計	人
施 設 ・ 設 備 等	被害の有無	有 ・ 無									
		※被害があった場合は、その詳細がわかるよう写真を添付してください。									
	ガ ス	使用可	使用不可(詳細: 緊急遮断弁作動→復旧可・不可)								
	水 道	使用可	使用不可(詳細:)								
	下 水 道	使用可	使用不可(詳細:)								
	電 気	使用可	使用不可(詳細: 停電範囲:地域・校内・一部(場所))								
	電 話	使用可	使用不可(詳細:)								
	校舎・園舎	被害なし	被害あり(詳細:)								
	体育館・遊戯室	被害なし	被害あり(詳細:)								
	プ ー ル	被害なし	被害あり(詳細:)								
	給食施設	被害なし	被害あり(詳細:)								
	エレベーター	閉じ込めなし	あり(詳細: 人(内訳)、傷病者 人(症状))								
		被害なし	被害あり(地震管制停止中(停止 階)・水没、業者連絡 未・済)								
	空 調	使用可	被害あり(詳細:)								
	棚	被害なし	被害あり(詳細:)								
警報器・自動火災報知機	警報なし	警報あり(詳細:)									
そ の 他	例)グラウンド等の地面の亀裂や陥没										
休業措置の判断	通常授業	臨時休業 (短縮含む)	(理由) (時刻)								
下校・降園の状況	通常授業	臨時休業(短縮含む) した場合の下校時刻	(一斉下校開始時刻) (最終下校時刻)								
給食の実施状況	通常給食	簡易給食	実施せず(理由)								
避難所開設	未開設	開設	避難者の有無(有 ・ 無)								
特記事項											

各 校 園 長 様

教 育 長

非常変災時等の措置について（通知）

標題について、平成 30年 6月 18日に発生した大阪府北部を震源とする地震における対応を踏まえ、次のとおり変更する。

校園長においては、次に掲げる事項に留意するとともに、教職員に周知し、幼児・児童・生徒の安全確保、教育施設の保全等に万全を期されたい。

記

1 この通知の位置付け

この通知は、大阪市地域防災計画<震災対策編>及び同<風水害等対策編>に定める、校園長が下校措置又は臨時休業措置の判断を行うときに従うべき「非常変災時の措置基準」、「災害発生時における幼児・児童・生徒の保護者等への引渡しに関するルール」その他の必要な事項を示すものである。

したがって、原則はこの通知によるものとするが、大阪市災害対策本部が設置されたときに、災害対策本部長である市長から災害対策基本法第 23 条の 2 第 6 項による指示があった場合及び教育委員会から指示があった場合には、その指示に従うものとする。

2 臨時休業措置の措置基準及び対応

(1) 臨時休業措置の措置基準

午前 7 時（高等学校にあつては、各校で定める時刻。以下同じ。）の時点で、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合には、校園長は学校園を臨時休業措置とすること。

午前 7 時を過ぎて始業時刻までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合についても、校園長は臨時休業措置とすること。

ア 大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。

イ 幼稚園、小学校及び中学校にあつては、所在する区のいずれかの地域において河川氾濫の避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）（以下「避難勧告等」という。）の発令があった場合。高等学校にあつては、学校の所在地において避難勧告等の発令があった場合。

ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度 5 弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。

エ 「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評

値された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合。

ただし、上記ア～エにかかわらず、「暴風警報」、「暴風雪警報」以外の警報の発表、登校園時の安全が確保できない事態の発生その他学校園周辺の緊急事態等が生じた場合、若しくは教育施設の被害その他教育活動の実施が困難となる事態等が生じた場合、又はこれらの事態が生じるおそれがあると認められる場合には、校園長の判断により臨時休業措置とすることができる。

（２）臨時休業措置としたときの対応

ア 午前7時を過ぎて始業時刻までに臨時休業措置とした場合又は上記ただし書きにより臨時休業措置の判断を行った場合には、校園長は、直ちに、メール配信、電話連絡、ホームページへの掲載等の手段により、教職員をして幼児・児童・生徒（以下「児童等」という。）の保護者等に臨時休業措置とした旨を連絡するとともに、保護者等に児童等の状況を確認すること。併せて、指導部の各校種担当宛てに、臨時休業措置とした旨及びその時刻、事由を報告すること。

イ 臨時休業措置にも関わらず登校園した児童等がいる場合には、校園長は児童等の安全確保に努めること。特に、学校園の所在地が避難勧告又は避難指示（緊急）の対象区域となった場合には、児童等を下校・降園させず、建物（学校園外の建物を含む。）の3階以上に避難させるなど、適切に対応すること。

ウ 登校園した児童等については、校園長は、教職員をして当該児童等の自宅周辺や通学路の安全を確認し、安全が確認されたのち、校種ごとに次に掲げるルールにより、児童等を下校・降園させること。ただし、安全が確認されない場合（避難勧告又は避難指示の対象区域になっている場合を含む。）には、安全が確認されるまで当該児童等を下校・降園させず、学校園において教育活動、学校給食その他の必要な措置を講じつつ保護すること。特に震災の場合には、余震、津波、二次災害等に留意すること。

- ・ 幼稚園にあつては、教職員をして当該幼児を保護者等とともに降園させること。
- ・ 小学校及び中学校にあつては、教職員をして当該児童等の自宅周辺や通学路の安全と、保護者等の在宅を確認したうえで、小学校にあつては保護者等への直接引き渡し又は教職員による引率のもとで下校させ、中学校にあつては下校時の注意事項を当該生徒に指導したうえで下校させること。なお、保護者等が在宅していない場合には、事前に把握している緊急連絡先に連絡し、保護者等が学校へ迎えに来るまでは当該児童等を学校で待機させるので、保護者等に学校まで迎えに来てもらうよう依頼し、当該児童等は保護者等に直接引き渡すまでは学校で待機させること。
- ・ 高等学校にあつては、教職員をして当該生徒の自宅周辺や通学経路の安全を確認したうえで、下校時の注意事項を当該生徒に指導したのち下校させること。

エ 児童等の自宅周辺や通学路の安全を確認するにあつては、必要に応じて区役所と連携する等の方法により、詳細な情報収集及び調整に努めること。

オ 校園長は、気象情報等の報道に注意し、児童等の安全確保及び教育施設の保全に当たり、必要な教職員を確保し、その安全に配慮しつつ、機宜を得た適切な措置を講じること。

3 下校・降園措置の措置基準及び対応

(1) 下校・降園措置の措置基準

学校園の始業時刻以後に、臨時休業措置の措置基準に該当する災害等が発生した場合には、校時変更を行い、児童等を下校・降園させること。ただし、下校・降園開始時刻については校園長の判断とするが、次の(2)エ記載のとおり、当該児童等の自宅周辺や通学路の安全の確認ができない場合には、安全が確認されるまで当該児童等を下校・降園させずに、学校園において教育活動、学校給食その他の必要な措置を講じつつ保護すること。なお、当該日は、授業日又は保育日とすること。

(2) 下校・降園措置としたときの対応

- ア 校園長は、災害発生時、直ちに、教職員をして児童等の安全確保のため、必要な措置を講ずるとともに、負傷した児童等の応急手当や医療施設への連絡等の救護措置を行うこと。
- イ 校園長は、教職員をして通学路・居住地区の危険性の情報収集を行ったうえで、下校・降園開始時刻を決定すること。
- ウ 校園長は、下校・降園措置の判断及び下校・降園開始時刻の決定を行ったときは、直ちに、メール配信、電話連絡、ホームページへの掲載等の手段により、教職員をして児童等の保護者等に下校・降園措置とした旨、下校・降園開始時刻（幼稚園にあつては、園外に避難した場合には、その場所）及び引き渡しの具体的な方法を連絡すること。併せて、指導部の各校種担当宛てに、校時変更措置とした旨及びその時刻、事由を報告すること。
- エ 校園長は、教職員をして当該児童等の自宅周辺や通学路の安全を確認し、安全が確認されたのち、校種ごとに次に掲げるルールにより、児童等を下校・降園させること。ただし、安全が確認されない場合（避難勧告又は避難指示の対象区域になっている場合を含む。）には、安全が確認されるまで当該児童等を下校・降園させず、学校園において教育活動、学校給食その他の必要な措置を講じつつ保護すること。特に震災の場合には、余震、津波、二次災害等に留意すること。
 - ・幼稚園にあつては、園又は避難場所まで迎えに来てもらうよう依頼し、直接保護者等に引き渡しを行うこと。
 - ・小学校及び中学校にあつては、教職員をして当該児童等の自宅周辺や通学路の安全と、保護者等の在宅を確認したうえで、小学校にあつては保護者等への直接引き渡し又は教職員による引率のもとで下校させ、中学校にあつては下校時の注意事項を当該生徒に指導したうえで下校させること。なお、保護者等が在宅していない場合には、事前に把握している緊急連絡先に連絡し、保護者等が学校へ迎えに来るまでは当該児童等を学校で待機させるので、保護者等に学校まで迎えに来てもらうよう依頼し、当該児童等は保護者等に直接引き渡すまでは学校で待機させること。
 - ・高等学校にあつては、教職員をして生徒の自宅周辺や通学経路の安全を確認したうえで、下校における注意事項を指導したのち下校させること。
- オ 児童等の自宅周辺や通学路の安全を確認するにあたっては、必要に応じて区役所と連携する等の方法により、詳細な情報収集及び調整に努めること。
- カ 校園長は、気象情報等の報道に注意し、児童等の安全確保及び教育施設の保全に当たり、必要な教職員を確保し、その安全に配慮しつつ、機宜を得た適切な措置を講じること。
※平野川・平野川分水路流域（第2寝屋川の南側）、東除川流域については、「避難準備・

高齢者等避難開始」発令以降、河川氾濫までが10～20分と、他の河川より想定時間が短くなっている。そのため、教育委員会からの事前伝達が入り次第、小中学校は児童・生徒を学校待機とし、幼稚園は園近くの3階以上の避難場所に幼児を避難させること。高等学校については、自宅・通学経路において「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されている場合、学校に待機させ、保護者等に連絡をすること。

4 災害発生が児童等の下校・降園中である場合の対応

- (1) 校園長は、災害発生時、直ちに、教職員をして、在校・在園している児童等の安全確保のため、必要な措置を講ずるとともに、負傷した児童等の応急手当や医療施設への連絡等の救護措置を行うこと。
- (2) 校園長は、災害発生後、速やかに、メール配信、電話連絡等の手段により、教職員をして児童等の保護者等に下校・降園した児童等の状況を確認すること。なお、確認できない児童等については、保護者等、関係諸機関等との連携のもと安否を確認するなど、状況に応じた適切な対応に努めること。

5 教育施設の保全

- (1) 校園長は、災害が発生した場合には、児童等の安全を確保した後に、教職員をして目視により教育施設の物的被害を把握し、7(2)に示す要領により教育委員会に報告すること。
- (2) 校園長は、被害が確認された箇所については、立入禁止など、被害を最小限にとどめるための措置を直ちに講ずること。
- (3) 校園長は、把握した被害により、翌日以降の教育活動の実施が困難であるかどうかを判断すること。そのうえで、臨時休業措置や校時変更措置をとることとした場合には、2(2)に示す要領により、速やかに保護者等への連絡その他の措置を講ずること。

6 学校給食

- (1) 校長は、教育施設の物的状況の把握に際し、給食施設の被害状況も併せて点検すること。
- (2) 校長は、給食施設の被害状況、給食調理員又は委託業者の従業員の出勤状況、食材の配達状況、下校開始時刻を考慮し、給食(簡易給食を含む。)の実施を判断すること。ただし、下校開始時刻を昼以降とする場合には、できうる限り給食を実施するよう配慮すること。

なお、親子方式で給食を実施している学校(子校)にあつては、校長は、親校と連携し、親校での給食調理の可否、副食の配送の可否、主食及び牛乳の配達状況、配膳員の出勤状況を考慮し、給食の実施を判断すること。

また、デリバリー方式で給食を実施している学校にあつては、校長は、給食の配送状況、下校時刻を考慮し、給食の実施を判断すること。

- (3) その他詳細については、別途学校給食課からの通知を参照すること。

7 教育委員会との連絡

(1) 連絡手段

非常変災時における学校園・教育委員会間の連絡手段は、原則、Bee ネットポータル及

び SKIP ポータルのメール配信により行うことを予定しているので、それぞれのメールの受信を常時把握できるよう十分留意すること。

(2) 被害状況等の報告

校園長は、児童等及び来校者の状況、教職員の状況、教育施設の物的被害状況、臨時休業・校時変更・下校・降園の措置、給食の実施、避難所の開設について、別途指導部から送付する@リサーチャー等により、指導部各校種担当宛てに報告すること。また、教育施設・設備に被害があった場合は、その詳細がわかるよう写真を Bee ネットポータルのメール配信により併せて送付すること。

なお、@リサーチャー等によりがたい場合は、別紙「学校園関係被害状況報告書」により、指導部各校種担当宛てに報告すること。

8 避難所として開設された場合の措置

学校園が災害時避難所として開設されることとなった場合には、校園長は、在校時にあつては、避難所主任の到着前において、大規模災害時初期対応マニュアルに基づき、市民等への緊急的な対応を含む避難所の管理にあたりとともに、教職員をして避難所の運営に協力させること。また、教職員の不在時においては避難所主任又は自主防災組織が災害時避難所を開設することとなっていることから、あらかじめ大規模災害時初期対応マニュアルを共有するとともに、緊急連絡体制を構築するなど、円滑な開設に向けた準備をしておくこと。

9 その他

- (1) 災害発生時における児童等の安全確保、教育施設の保全等にかかわっては、この通知の外に、大阪市地域防災計画<震災対策編>及び同<風水害等対策編>の「第6章 学校」の内容、災害対策基本法第23条の2の規定及び別紙1～4をあらかじめ参照しておくこと。また、各校園で定めた「警備及び防災計画」等は、策定時、防災訓練等の機会に教職員に周知するとともに、災害等による電源喪失に備えて、校園内で紙媒体でも保管し、保管場所について全教職員で共通理解を図るなど、災害発生時に円滑かつ適切な対応がとれるよう万全を期すこと。
- (2) 児童等に対し、登下校、登降園中に災害等が発生した場合、その状況に応じ、自宅、学校園、その他近くの安全な場所等に避難することやどのような行動をとることが安全確保につながるか等、発達段階を考慮し事前に指導しておくこと。
- (3) 保護者等に対し、臨時休業措置及び下校・降園措置の措置基準並びに児童等の保護者等への引渡しに関するルールをあらかじめ周知しておくとともに、緊急連絡先としてメールアドレスの登録を要請するなど、迅速かつ円滑に連絡するための手段をできるかぎり確保しておくこと。
- (4) Bee ネットポータル及び SKIP ポータルに河川別の対象区域を掲載しているので、確認しておくこと。
 - ※ Bee ネットポータル「規定・資料等→09.その他→230 防災関係」
 - ※ SKIP ポータル「連絡・書庫→書庫→閲覧→教育委員会→指導部→初等教育担当→河川洪水等避難について→保護者用お知らせ文例」
- (5) 本通知により、平成30年4月6日付事務連絡「非常変災時等の措置について（通知）」

並びに、平成30年7月5日付事務連絡「『避難準備・高齢者等避難開始』、『避難勧告』、『避難指示（緊急）』が発令された場合の対応について（通知）」は廃止する。

10 問い合わせ先

(1) 避難所の開設等に関すること

各区役所

(2) 幼稚園

指導部初等教育担当 幼稚園教育グループ 電話6208-8173

(3) 小学校

指導部初等教育担当 小学校教育グループ 電話6208-9177

(4) 中学校

指導部中学校教育担当 電話6208-9187

(5) 高等学校

指導部高等学校教育担当 電話6208-9189

(6) 教育施設の保全

総務部施設整備課 設備グループ 電話6208-9153

保全グループ 電話6208-9091

(7) 学校給食

総務部学校給食課 電話6208-9143

【参考 URL】

- 大阪市地域防災計画 <震災対策編> (平成 29 年 11 月)
<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000011958.html>
- 大阪市地域防災計画 <風水害等対策編> (平成 29 年 11 月)
<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000011992.html>
- 大阪市地域防災計画 <資料編> (平成 29 年 11 月)
<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000042642.html>
- 災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号)
http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?openerCode=1&lawId=336AC0000000223_20160520_428AC0000000047#188

2. 道路・橋梁等の耐震化及び応急対策（本市、高速道）等

（1）道路・橋梁の耐震化及び応急対策

道路・橋梁は、平常時には人や車の通行路、物資の輸送路、ライフライン施設・地下鉄などの公共施設の受入や緑化の空間など多様な役割を担っている。また、震災時には避難・救援活動を支える避難路や緊急交通路、火災の延焼を抑える防災空間などの役割を果たす。このため、道路の新設・拡幅による良好な道路網の形成や道路構造物の耐震化などの整備を実施する。

ア 耐震対策

避難路、緊急交通路などに架かる橋梁について、橋脚補強、落橋防止、桁の連続化などの耐震対策を、また、橋梁を含むその他の道路構造物についても補修を推進している。

イ 道路の点検

道路管理者（港湾管理者）（以下、トンネル部管理者も含む）は、速やかに道路パトロール等による点検を実施し、また関係機関等からの通報を受け、道路の被災箇所（陥没、隆起、亀裂、橋梁の損壊等）や通行障害箇所等の発見に努める。

ウ 応急対策

（ア）応急対策は、次の内容により実施する。

災害発生直後、関係機関と相互に緊密な情報交換を行うとともに、被害状況等の情報を収集し、市本部へ報告する。

被災箇所を発見したときは、直ちに所轄警察に連絡のうえ、道路利用者の安全を確保するため、通行止め等の交通規制を行う。

トンネル部管理者は、利用者の避難誘導を行うとともに、迅速かつ的確な対応を行い、消防機関に協力するものとする。

道路管理者（港湾管理者）は、道路への危険物の流出が認められたときには、関係機関と協力し、速やかに通行止め等の安全確保のための措置を行う。

被災箇所では、被害の拡大防止や通行路の確保のため、速やかに応急措置や仮復旧工事等の応急対策を実施する。

トンネル部管理者は、車両火災等により発生する煙の排出を行うとともにトンネル内の温度上昇に伴い、二次災害の恐れのある場合は、消防機関等と連携し、適切な消化・冷却措置を行う。

（イ）応急対策の体制は、次の内容により実施する。

道路管理者（港湾管理者）は、災害発生後速やかに、災害の拡大防止のために必要な措置を講じるものとする。

道路管理者（港湾管理者）は、埋設企業体等と連携して応急対策を行うとともに、必要に応じて協力業者等への協力を依頼する。なお、要員や資機材等が不足するときは、応援要請を市本部に依頼する。

地震時等の災害時において、職員のみでは十分な対応ができない場合を想定し、道路・橋梁施設の調査や応急対策等の災害支援対策として各種団体と下記の協定を締結しているので、活用する。

- ・災害時における応援復旧対策の協力に関する協定
締結相手：一般社団法人 日本建設業連合会関西支部
一般社団法人 大阪建設業協会
- ・災害時における調査等の相互協力に関する協定
締結相手：公益社団法人 土木学会関西支部
- ・災害時における大阪市管理橋梁の応急対策業務に関する協定
締結相手：一般社団法人 日本橋梁建設協会

（2）高速道路の耐震化及び応急対策（阪神高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社）

阪神・淡路大震災では、高架部分の橋脚の倒壊、橋桁落下等の甚大な被害が発生し、周辺道路へ与える二次災害も大きなものであった。

震災時において、そのような被害が発生し救援・救護、復旧活動の支障とならないよう既設の橋梁、高架部に対し耐震診断を行い、その結果に基づき、耐震補強、落橋防止対策等を行っていく。

ア 耐震対策

阪神・淡路大震災の結果を踏まえた国土交通省の「橋、高架の道路等の新設及び補強に係わる当面の措置について」及び平成8年11月改訂の道路橋示方書に基づき、主に以下に示す耐震補強工事を行っている。

橋脚補強工事

落橋防止装置改良工事

支承取替工事

橋脚連続化工事

イ 災害警備体制の確立

阪神高速道路及び近畿自動車道の災害時における交通を確保し、当該道路が災害時においても都市高速道路としての社会的役割を果たすべく体制の整備に努める。

地震計の追加設置

防災中枢機能の強化及び非常時の参集体制の強化

各種施設による車両通行機能の強化及び避難誘導計画等の

整備

道路通行規制の実施基準の整備、防災知識の普及

収集・観測機器、通信手段、情報提供施設等の整備

人員・資機材及び物資の確保、各種資料の整備保全

総合防災施設の整備

広域的な応援体制の確保

防災教育、制度等の整備

ウ 応急対策

応急対策は、災害時における交通の混雑を防止し、高速道路等に被害が発生した場合における応急、復旧措置を迅速・的確に行う。

(ア) 災害対策本部の設置

高速道路等に地震による大規模な被害が発生、又は発生のおそれがあるときに、災害対策本部を設置する。

阪神高速道路株式会社にあつては、本社に災害対策本部を、管理部及び建設部等に現地推進本部を設置する。西日本高速道路株式会社にあつては、関西支社に災害対策本部を設置する。

(イ) 災害対策本部の組織
本部の組織は、次のとおりとする。

<p>災害対策本部（本社）</p> <p>本部会議 < 本部長 > 社長</p> <p>< 副本部長 > 保全交通担当執行役員</p> <p>< 本部長 > 全役員、本社全部室長、建設企画部長、用地センター長、防災・危機管理室長</p> <p>< 実施班 > 全体統括、総務班、広報班、営業班、保全交通班、建設班、事業計画班</p>
--

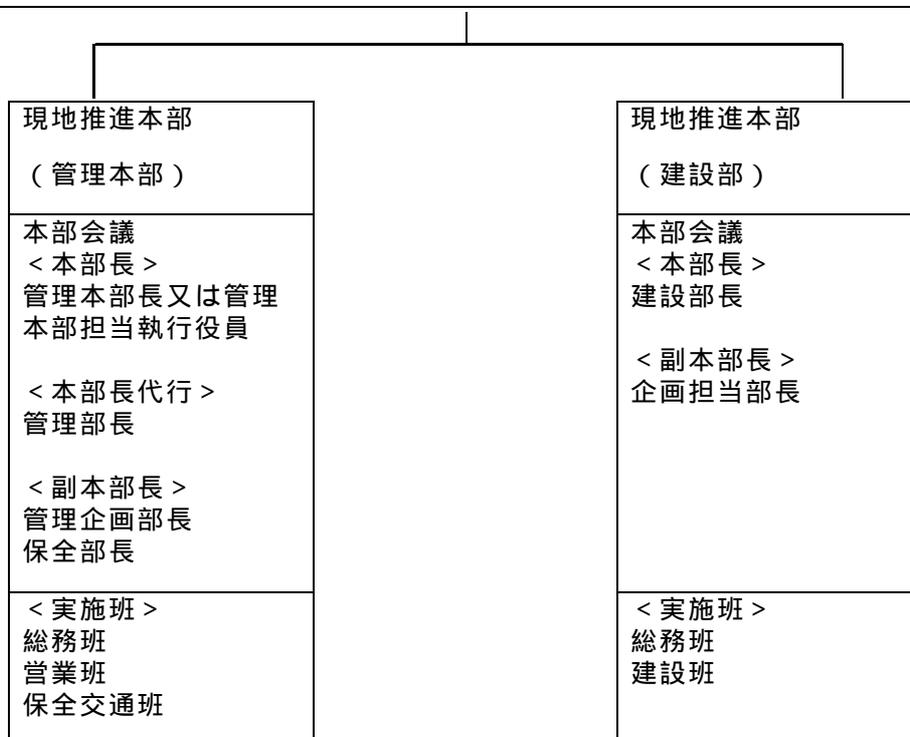


図 阪神高速道路株式会社 組織図